

校則検討委員会規定

内子町立内子中学校 校則検討委員会

第1条 校則検討の目的（ねらい）

- (1) 校則が、学校の教育目標を達成するために、必要かつ合理的な範囲において定められているかを確認する。
- (2) 生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守っていくことができるようにする。
- (3) 校則の内容や必要性について、生徒・保護者との間に共通理解を持つようにする。

第2条 委員（メンバー）

教職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任3、生徒会担当2

生徒：生徒会会長、副会長2、書記、会計、風紀委員長

保護者：PTA会長、副会長4、会計、監事2

第3条 基本的な考え

- (1) 生徒にとって本当に必要かどうかを第一に考える。しっかりした理由のないものは、取りあげない。
- (2) 過去の話合いの経緯を大切にする。

第4条 実施方法（検討の流れ）

- (1) 毎年、生徒及び保護者アンケートを実施し、それを基に校則の見直しを行う。
- (2) 検討する内容は、制服等・身なり・頭髪や持ち物等、生活に関することとする。
- (3) 流れとして次のように行う。

ア アンケートを**家庭**に配布（生徒指導主事）し、校則改正希望の有無を確認する。

家庭では、生徒と保護者で相談し、改正希望事項の有無を提出する。

イ アンケートの集計（生徒指導主事）を行う。

ウ 改正希望事項があれば、生徒会役員、学級委員、風紀委員長会で、今年度、話し合う内容を絞り込む。（生徒指導主事、生徒会顧問）

エ 学級活動で、イの内容について意見をまとめる。（学級担任）

オ 生徒総会（生徒集会）で、学級で話し合ったことを基に話しあい、職員会・校則検討委員会で審議してほしいことをまとめる。

カ 校則検討委員会を実施し、検討する。

キ 決定したことを職員会で報告し、改正希望事項があれば、試行期間（数か月）に入る。

ク 試行期間を終えたとき、改めて職員会で協議し、校長が最終決定する。

ケ 最終決定内容を生徒・保護者に報告する。

コ 緊急な対応が必要な場合には、臨時で校則検討委員会を実施することがある。

（附則） この規則は、**令和3年12月20日から施行する。**